

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進について

環 境 省

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を以下の2法により推進。

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

1 . PCB 廃棄物の処理計画

国は、PCB 廃棄物処理基本計画を策定。

都道府県は、国の基本計画に即して処理計画を策定。

2 . PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

事業者は、そのPCB 廃棄物の保管・処分の状況を都道府県知事に届出。

事業者に対し、期間内のPCB 廃棄物の処分を義務づけ。

処分しない場合、環境大臣又は都道府県知事が改善命令。

環境大臣が、PCB 製造者等に対し、処理の円滑な推進のための資金の出えん等を協力要請。

・環境事業団法の一部を改正する法律

1 . PCB 廃棄物処理事業の実施

PCB 廃棄物の処理体制を確保するため、環境事業団がPCB 廃棄物を広域的に処理する事業を新たな業務として追加。

2 . PCB 廃棄物処理基金の設置

PCB 廃棄物の処理の円滑な推進のための基金を設置。政府・地方公共団体の補助金、産業界からの出えん金を充当。

1 , 2 の事業については時限的に廃止を含め見直し。

国立・国定公園複合施設建設譲渡事業は廃止。

POPs条約とPCB特別措置法との関係

POPs条約

附属書A 廃絶

第二部 ポリ塩化ビフェニル(e) 第六条1の規定に従い、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有する液体及び0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルで汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも二千二十八年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。

第六条 ストックパイル及び廃棄物から生ずる排出を削減し又は廃絶するための措置(抄)

1. 締約国は、附属書A若しくは附属書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含むストックパイル及び附属書A、附属書B若しくは附属書Cに掲げる化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染された廃棄物(廃棄物となった製品及び物品を含む。)が、人の健康及び環境を保護する方法で管理されることを確保するため、次のことを行う。

(a) 次の物を特定するための適当な戦略を作成すること。

(ii) 流通している製品及び物品並びに廃棄物であって、附属書A、附属書B若しくは附属書Cに掲げる化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染されたもの

PCB特別措置法第2条「定義」

第5条「国及び地方公共団体の責務」

第6条「PCB廃棄物処理基本計画」

第7条「PCB廃棄物処理計画」

第8条「保管等の届出」

第9条「保管等の状況の公表」

(d) 廃棄物(廃棄物となった製品及び物品を含む。)が次のように取り扱われるよう適当な措置をとること。

(i) 環境上適正な方法で取り扱われ、収集され、輸送され及び貯蔵されること。

(ii) 国際的な規則、基準及び指針(2の規定に従って作成されるものを含む。)並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分が残留性有機汚染物質の特性を示さなくなるように破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されること又は破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること。

(iii) 残留性有機汚染物質の回収、再生利用、回収利用、直接利用又は代替の利用に結びつくような処分作業の下に置かれることが許可されないこと。

PCB特別措置法第1条「目的」(確実かつ適正な処理の推進)

第2条「定義」

第3条「(保管)事業者の責務」

第6条「PCB廃棄物処理基本計画」

第7条「PCB廃棄物処理計画」

第10条「期間内の処分」

施行令第2条「法施行日から15年」

(平成28年=2016年)